

平成29年度 福井を学ぶ体験旅行推進事業
「修学旅行における体験学習料助成金」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が学校行事として行う修学旅行において、本県で体験学習を実施する場合の費用を助成するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、県内への修学旅行の誘致ならびに福井ならではの体験学習メニューの実施を促すことを目的とする。

(助成対象者)

第3条 旅行業法（昭和27年法律第239号）および同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業又は第三種旅行業の登録を受けている者。

(助成対象事業)

第4条 以下の各号の要件に該当する修学旅行を対象とする。

1. 福井県内の宿泊施設に1泊以上すること。
2. 別紙「福井ならではの体験学習メニューリスト」に掲げる体験を実施すること。
3. 国、地方公共団体、その他公共的団体等が実施する、他の財政的支援を受けている事業または受ける予定の事業でないこと。

(受付期間)

第5条 平成29年3月17日(金)～平成30年3月16日(金)

※助成金交付申請は、修学旅行実施日の15日前（15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに申請すること。

※先着順に受け付け、予算の上限額に達し次第、応募を締め切る。

(助成額)

第6条 修学旅行生徒一人、一泊当たり 1,000円までとする

※1体験メニューが1,000円未満の場合は、体験料実施に相当する額

※上限額の範囲内で、複数メニューに対する助成も可

(助成金の申請等)

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を第5条に定める期間内に、公益社団法人福井県観光連盟（以下、「連盟」という。）に提出するものとする。

	内 容	備 考
①	交付申請書（様式第1号）	旅行会社の公印が押印されていること
②	修学旅行行程表（計画）（任意様式）	県内での体験学習メニュー、宿泊施設等が明記されていること
③	その他、連盟が必要と認める書類	

（交付決定および通知）

第8条 連盟は、前条の規定による申請内容について審査し、交付要件に適合すると認めるときは、「交付決定通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。予算の制約により助成対象外となった事業については、他の助成事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上「交付決定通知書」により通知するものとする。

（申請内容の変更）

第9条 前条の交付決定に係る行程および体験学習メニューの内容を変更する場合は、「変更交付申請書」（様式第7号）を速やかに連盟へ提出するものとする。

（実績報告）

第10条 第8条の規定に基づき交付決定を受けた申請者は、修学旅行実施後1か月以内または翌年度の4月3日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を連盟に提出するものとする。

	内 容	備 考
①	修学旅行・体験学習実施報告書 （様式第3号） ※添付書類…体験料支払証明書（領収書等）	旅行会社および、体験実施学校の公印が押印されていること
②	宿泊証明書（様式第4号）	宿泊施設の証明印が押印されていること
③	修学旅行行程表（実績）（任意様式）	
④	アンケート（旅行会社・学校担当者）	様式は別途指定する
⑤	その他、連盟が必要と認める書類	

（助成額の確定通知）

第11条 連盟は前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し助成金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは助成額を確定し、申請者に「額確定通知書」（様式第5号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 前条の規定に基づき助成額の確定を受けた申請者は、「請求書」（様式第6号）を連盟に提出するものとする。

(助成金の支払等)

第13条 連盟は前条の請求書受理後、申請者の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(助成の取り消し等)

第14条 連盟は助成の決定または助成を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは交付決定の取り消し、既に交付した助成額の一部又は全額を返金させることができる。

1. 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
2. 実施内容が支援確定を受けた体験学習メニューの内容と異なる場合
3. 各手続きに必要な書類が期限内に提出されない場合
4. この要綱の規定に違反した場合

平成29年度 福井を学ぶ体験旅行推進事業
「修学旅行における体験学習料助成」申請から精算まで

- ① 様式第1号 交付申請書
※申請旅行会社の公印必要
- ② 任意様式 修学旅行行程表（計画）

申請時の必要書類
2セット

【申請書到着後、審査の上交付決定通知書送付】

様式第2号 交付決定通知書（連盟からの通知書面）

連盟からの書類

【体験実施終了後、以下の書類一式の送付】

- ① 様式第3号 修学旅行・体験学習実施報告書
※申請旅行会社および、体験実施学校の公印
※添付書類…体験料支払証明書（領収書等）
- ② 様式第4号 宿泊証明書
※宿泊施設の証明印必要
- ③ 任意様式 修学旅行行程表（実績）
- ④ アンケート（旅行会社・学校担当者）
（様式は別途指定）

実施終了後の
必要書類
4セット

【実施終了後の書類一式到着後、審査の上額確定通知書送付】

様式第5号 額確定通知書（連盟からの通知書面）

連盟からの書類

様式第6号 請求書 ※申請旅行会社の公印必要

助成金の振込み